

## 南海トラフ地震が直下で起きても伊方原発の敷地では181ガル?!

- 1 四国電力は南海トラフ地震が伊方原発の直下で起きても伊方原発の敷地には**最大限181ガル（震度5弱相当）**しか来ないと主張しています。

南海トラフ地震は3.11の東北地方太平洋沖地震と同規模のマグニチュード(M)9の地震との予想もあります。その場合の人的被害も経済的損失も極めて甚大であるとされていることは公知の事実です。

南海トラフ地震は今最も恐れられている**超巨大地震**なのです。

そこで債権者らは四国電力のこの主張—[南海トラフ地震が伊方原発直下で起きても伊方原発には181ガルしか来ない]—が単なる不合理というのではなく、全く非常識であることを次の地震記録(K-NE T参照)等を挙げて証明しました。

日時	地震名	規模	震源の深さ	観測地点	震央*からの距離	ガル
不明	南海トラフ	M9.0	41km	伊方原発敷地	0km	181ガル
2011年3月11日	東北地方太平洋沖	M9.0	24km	新宿	388km	202ガル
2011年3月11日	東北地方太平洋沖	M9.0	24km	宮城県築館	175km	2933ガル
2018年9月6日	北海道胆振東部	M6.7	37km	追分	26km	1796ガル

\* 震央とは震源の真上の地表面または海面をいいます。

M9.0は北海道胆振東部地震のM6.7の2000倍以上のエネルギーです。

四国電力はなぜ伊方原発には**181ガル**しか来ないと主張しているのか。

四国電力は、①震源の深さが41キロで深いから、②伊方原発の地盤は固いからという理由を挙げています。しかし、①震源の深さ41キロはごく普通の地震です(2001年の芸予地震、**M6.4**、震源の深さは51キロで、震央から37キロの広島市内の観測地点で309ガルが観測されました)。

②**181ガル**を超える地震動は地盤の固いところも柔らかいところも含め我が国では数え切れないくらい観測されています。

四国電力も原子力規制委員会も「計算結果による地震動と観測記録を照合しなければならぬ」旨の地震ガイドの規定 [I5.2(4)] に反して地震の観測記録という最も重要で客観的な資料に目を通すことなく、机上の計算に依拠して基準地震動の策定をしていることがはっきりと分かります。

2 原子力規制委員会は電力会社が算定した複数の地震動の中で最も高い地震動を基準地震動としています。

伊方原発では、①中央構造線に係る想定地震動650ガルと②南海トラフ地震に係る想定地震動181ガルとを比較して、高い方の地震動である①の650ガルを基準地震動としています。しかしここで②の南海トラフ地震が原発直下で起きても181ガルの地震動しか来ないということが全く信用できないことが明らかになったのです。①又は②の大きい方をとるべきときに、②が信用できないとなれば、大きい方を決めることができなくなります。すなわち、①が最大といえなくなるのです。伊方原発の基準地震動650ガルも信用できないということになります。

3 従前、住民側代理人は「強震動予測という学問を用いて地震動を算定する場合、複数の数式のうちどれを採るか、また同じ数式を採ったとしてもどのような変数を採用するかによって計算結果が大きく変わる」という強震動予測の根本的な問題点を指摘したこともあったのですが、この問題点について適切な具体例を示すことができなかったため裁判所からの理解が得られなかったのです。

しかし、今回債務者の「南海トラフ地震が伊方原発直下で起きても強震動予測による計算の結果、最大限181ガルの地震動しか来ない」という結論の不合理性を明らかにしました。このことは、強震動予測という学問を基礎に地震動を算定することの根本的な問題点を具体的かつ明瞭な形で示し、強震動予測を基準地震動の算定に用いることがいかに危険であるかを如実に示したことになると思います。

4 1で述べた地震ガイドの規定に反して地震記録を軽視するという原子力規制委員会の姿勢は、伊方原発の審査の場に限ったものだとは考えられませんし、また3で述べた根本的な問題を抱えた強震動予測を用いて基準地震動を策定する危険性は他の原発についても共通の問題です。

これらは全ての原発運転差止め訴訟に水平展開できる理屈です。

2021年5月13日  
仮処分第4回審尋期日  
伊方原発広島裁判 仮処分弁護団